

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、平成30年4月1日現在で実施した「平成30年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 23,856	歳 41.8	年 19.5
行政職給料表	5,237	42.4	20.5
公安職給料表	3,552	38.5	17.5
教育職給料表(一)	19	51.0	26.1
教育職給料表(二)	4,258	42.3	19.6
教育職給料表(三)	10,167	42.3	19.7
教育職給料表(四)	25	47.9	23.5
研究職給料表	232	44.2	21.2
医療職給料表(一)	24	45.9	21.4
医療職給料表(二)	198	42.6	19.6
医療職給料表(三)	142	44.7	20.9
特定任期付職員給料表	2	56.3	32.2

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.3	% 5.7	% 11.0	%	% 59.4	% 40.6
行政職給料表	100.0	72.9	9.5	17.6		68.1	31.9
公安職給料表	100.0	52.7	3.9	43.4		91.4	8.6
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			89.5	10.5
教育職給料表（二）	100.0	94.1	2.3	3.6		56.4	43.6
教育職給料表（三）	100.0	95.1	4.9			45.3	54.7
教育職給料表（四）	100.0	92.0	8.0			96.0	4.0
研究職給料表	100.0	96.1	3.4	0.4		85.3	14.7
医療職給料表（一）	100.0	100.0				87.5	12.5
医療職給料表（二）	100.0	78.3	21.7			42.4	57.6
医療職給料表（三）	100.0	48.6	50.0	0.7	0.7	3.5	96.5
特定任期付職員給料表	100.0	100.0				100.0	

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 353,464	円 8,814	円 7,883	円 16,246	円 386,407
行政職給料表	329,104	10,177	8,850	15,633	363,764
公安職給料表	328,282	12,810	8,123	8,842	358,057
教育職給料表（一）	519,816	10,789	16,418	22,184	569,207
教育職給料表（二）	370,110	8,310	7,782	15,646	401,848
教育職給料表（三）	367,696	6,965	7,145	18,741	400,547
教育職給料表（四）	420,344	12,564	7,090	13,328	453,326
研究職給料表	352,418	11,813	7,543	16,895	388,669
医療職給料表（一）	454,554	5,817	82,039	303,127	845,537
医療職給料表（二）	333,098	7,075	7,992	18,329	366,494
医療職給料表（三）	338,117	3,383	8,873	10,541	360,914
特定任期付職員給料表	671,000	-	20,130	30,000	721,130

（注）1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 平成30年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 実地調査期間 平成30年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象事業所 平成30年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の864事業所
- (ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種
- (エ) 調査実人員 6,858人（うち、初任給関係職種538人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,330人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は48,748人であり、うち行政職に相当するものは39,329人である。
- (オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計	企業規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	197,790	199,437	198,349	190,567
	短大卒	181,001	185,241	178,670	187,500
	高校卒	164,524	169,865	162,627	166,717
新 卒 事 務 員	大学卒	194,929	196,800	195,030	188,333
	短大卒	178,966	206,000	174,952	-
	高校卒	163,073	170,155	161,325	159,000
新 卒 技 術 者	大学卒	200,984	203,408	201,570	192,800
	短大卒	182,960	177,506	185,040	187,500
	高校卒	165,883	169,492	163,878	170,575
準新卒看護師	養成所卒	209,900	209,900	-	-

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	52.5	709,163	709,163	—	—
工 場 長	55.6	638,328	714,190	441,305	—
事 務 部 長	53.5	551,132	619,267	524,548	455,342
技 術 部 長	52.4	588,309	682,788	519,251	481,646
事 務 部 次 長	51.8	524,910	554,192	496,406	*
技 術 部 次 長	50.5	554,778	690,547	471,150	396,187
事 務 課 長	50.3	476,889	522,616	445,940	387,197
技 術 課 長	48.8	499,006	569,295	434,351	403,701
事 務 課 長 代 理	46.9	405,788	417,551	377,639	382,829
技 術 課 長 代 理	44.4	499,323	521,688	384,179	393,726
事 務 係 長	45.2	355,509	368,941	338,946	341,156
技 術 係 長	44.8	364,329	392,490	344,941	319,693
事 務 主 任	42.5	311,958	329,275	292,854	269,411
技 術 主 任	39.8	313,269	336,161	288,974	269,376
事 務 係 員	35.5	271,226	293,087	245,307	235,737
技 術 係 員	35.2	315,995	346,747	255,691	240,389

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、平成30年10月12日（金）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・ 職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（576円 0.16%）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・ 特別給（現行4.40月分）は、民間のボーナス（4.46月）を下回るため、0.05月分引上げ改定

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の181事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
371,955円	371,379円	576円（0.16%）

<ボーナス>

平成29年8月から平成30年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.46月	4.40月	0.06月

(3) 改定等の内容

平成30年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ①行政職給料表 初任給をはじめとする若年層に重点をおいた国家公務員の俸給表の改定に準じて平均0.16%の引上げ改定
初任給を1,500円引上げ改定
- ②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 引上げ分は勤勉手当に配分
(一般職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
改定後 (30年 度)	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.90月	0.95月	1.85月
	計	2.125月	2.325月	4.45月
改定後 (31年 度以 降)	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85月
	計	2.225月	2.225月	4.45月

<諸手当>

○初任給調整手当

医師に対する支給月額を国家公務員に対してとられる措置に準拠して改正

○宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、国家公務員に対して取られる措置に準拠して改正

(4) 改定の実施時期等

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、平成30年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、平成30年12月1日から、平成31年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、平成31年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の適切な運用、女性職員の活躍推進、若手職員の育成、段階的な定年の引上げ

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康管理、ハラスメント防止対策、すべての職員の意欲と能力を引き出す環境の整備

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 平成30年第5回県議会定例会に提案、平成30年12月20日可決、同年12月20日平成30年条例第57号として公布された。

(改正概要)

- ① 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を引上げ
- ② 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を引上げ
- ③ 勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ④ 期末手当について、平成31年度より6月期及び12月期の支給割合を平準化
- ⑤ 宿日直手当について、支給額の上限額を引上げ
- ⑥ 夜間看護等手当について、支給額の上限額を引上げ

イ 平成31年第1回県議会定例会に提案、平成31年3月22日可決、同年3月27日平成31年条例第4号として公布された。

(改正概要)

- ① 教職員の部活動指導業務について支給する教育職員手当の上限額を改定
- ② 家畜伝染病防疫作業に従事する職員に支給する防疫作業手当の上限を改定
- ③ 食肉検査業務手当の支給対象者に、と畜検査に従事する獣医師を追加
- ④ 国家公務員に準拠し、職員に対し時間外勤務命令を行うことができる上限を設定

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成30年6月29日 人事委員会規則第16号

- a ① 平成30年7月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）
新 設 ・ねんりんピック推進事務局総括監（2種）
② 災害派遣手当について旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定整備
（第48条の14）

- b 施行日
a の① 平成30年7月1日
a の② 平成30年6月29日

（イ）平成30年9月18日 人事委員会規則第19号

- a 防疫等作業に伴う特殊勤務手当について、対象業務の追加に伴う所要の規定整備（第38条の2）

- b 施行日
公布の日（平成30年9月18日）
平成30年9月9日適用

（ウ）平成30年12月27日 人事委員会規則第21号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

- ① 宿日直手当（第34条第2項から第4項まで）
・支給限度額の引上げ改正に伴う、勤務1回あたりの手当額の改正及びその他の所要の規定整備
② 夜間看護等手当（第38条の11第3項）
・支給限度額の引上げ改正に伴う、勤務1回あたりの手当額の改正
③ 勤勉手当（第57条の5）
・平成30年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴う、勤勉手当の成績率の範囲の改正
④ 初任給調整手当（〔第25条の7関係〕別表第2）
・医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、医師の初任給調整手当について、規則で定める職員の区分及び期間の区分に応じた支給額を改正
⑤ 扶養親族届及び扶養親族簿様式（別記第1号様式及び第2号様式）
・平成30年改正給与条例（扶養手当の見直し）により、平成31年4月から配偶者がいない場合の手当額の特例が廃止されることに伴い、扶養親族届及び扶養親族簿の様式を改正（配偶者の有無に関する項目を様式から削除）

- b 施行日
上記 a の①～④ 公布の日（平成30年12月27日）
上記 a の⑤ 平成31年4月1日
（上記 a の①②④は平成30年4月1日、上記 a の③は平成30年12月1日適用）

（エ）平成31年3月1日 人事委員会規則第2号

- a 平成31年3月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）
廃 止 ・鑑識管理監（4種）

- b 施行日
公布日に同じ（平成31年3月1日）

(オ) 平成31年4月1日 人事委員会規則第5号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 扶養手当（第26条の3、付則）

- ・知事部局の組織改正に伴い、手当の月額が異なることになる行政職給料表8級相当職員（研究職給料表5級である職員の内、期末勤勉手当の役職加算割合が100分の20である者）を追加

② 特殊勤務手当（第37条第3項、第38条の2、第38条の10）

- ・給与条例における部活動指導業務について支給する教育職員手当の支給上限額の改正（勤務1日（3時間程度）につき2700円の範囲内で支給する。）に伴う所要の改正
- ・給与条例における家畜伝染病防疫作業に従事した場合の支給上限額の改正（著しく危険であると認められる場合1100円の範囲内で支給する。）に伴う所要の改正
- ・給与条例において食肉衛生検査所において行うと畜場法等に基づく検査業務に従事した獣医師に対して特殊勤務手当を設定することに伴う規定の整備

③ 勤勉手当（第57条の5）

- ・平成31年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

④ 時間外勤務の上限規制

- ・時間外勤務について命令の上限を規定

⑤ 管理職手当（〔第24条関係〕別表第1の3）

○平成31年4月1日付け組織改正等に伴う改正

新 設

- ・秘書政策審議監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、文化財保護センター所長、教育委員会事務局参与、警察本部警察航空隊長（2種）
- ・財産活用企画監、県庁舎開設調整監、冬季国体推進監、学校連携企画監、救急支援監、男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、施設整備企画監、家畜防疫企画監、入札執行管理監、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関の長（工業技術研究所の所長及び森林研究所の所長にあつては2種）、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関副所長（工業技術研究所の副所長にあつては2種）、希望が丘こども医療福祉センター児童精神科部長、家畜保健衛生所副所長（中央家畜保健衛生所の副所長にあつては2種）、土木事務所道路課長（下呂土木事務所の道路課長を除く。）、建築事務所所長（岐阜・西濃建築事務所の所長にあつては2種）（4種）
- ・岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関飛騨牛銘柄推進監、家畜保健衛生所保健衛生課長（中央家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）、土木事務所課長（道路課長（下呂土木事務所の道路課長を除く。）、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）（6種）

廃 止

- ・秘書政策審議監、教育委員会事務局参与（1種）
- ・女性の活躍支援センター長、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関の長（保健環境研究所及び工業技術研究所の所長に限る。）、希望が丘こども医療福祉センター児童精神科部長、教育委員会文化財保護センター所長（2種）
- ・女性の活躍支援センター副センター長、家畜防疫対策監、岐阜県行政組織

規則第54条に規定する試験研究機関の長（保健環境研究所及び工業技術研究所の所長を除く。）、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関飛騨牛銘柄推進監、希望が丘子ども医療福祉センター課長（総務課長に限る。）、家畜保健衛生所長（中央家畜保健衛生所長にあつては2種）、土木事務所道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）、建築事務所所長（4種）

- ・ 県民生活相談センター副所長、希望が丘子ども医療福祉センター課長（総務課長を除く。）（6種）
- ・ 希望が丘子ども医療福祉センター看護指導監（7種）

⑥ 期末勤勉手当（別表第7〔第52条3関係〕）

- ・ 知事部局の組織改正に伴う、研究職給料表に職員の職及び役職加算割合（100分の20）の追加

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成30年6月29日 人事委員会規則第18号

- a 平成30年7月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正
 - 新 設 ・ねんりんピック推進事務局総括監（6級）
- b 施行日
 - 平成30年7月1日

(イ) 平成30年12月27日 人事委員会規則第22号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正
 - ・ 各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表（別表第7）の一部を改正
- b 施行日
 - 公布の日（平成30年12月27日）

(ウ) 平成31年3月1日 人事委員会規則第25号

- a 平成31年3月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正
 - 新 設 ・別表第1へ 警察本部 科学捜査研究所副所長（3級）
 - 廃 止 ・別表第1イ 警察本部 鑑識管理監（6級）
 - ・別表第1ロ 警察本部 サイバー犯罪対策室長（7級）
 - 科学捜査研究所副所長（6級）
- b 施行日
 - 公布の日（平成31年3月1日）

(エ) 平成31年4月1日 人事委員会規則第9号

- a 平成31年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正
 - ① 組織改正等に伴う職の新設及び廃止等
 - ② 条例上の標準職務表に準じ、複数の職務の級に在職が想定される同一職名の職についての規定整備

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
本庁	秘書政策審議監	9級→8級	①（変更）
	男女共同参画・女性の活躍支援センター長 財産活用企画監 県庁舎開設調整監 冬季国体推進監 学校連携企画監 救急支援監 男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長 施設整備企画監 家畜防疫企画監 入札執行管理監	6級	①（新設）
	女性の活躍支援センター長 女性の活躍支援センター副センター長 家畜防疫対策監	6級	①（廃止）
	消防学校 校長	7級 8級→6級	② ①（変更）
県民生 活相談 センター	副所長	6級	①（廃止）
文化財 保護セ ンター	困難な業務を行う所長	7級	②
	所長	6級	①（新設）
	課長	5級	①（新設）
工業技 術研究 所	困難な業務を行う副所長	7級	②
	副所長	6級	①（新設）
農林事 務所	東濃農林事務所長	6級→8級	①（変更）
	恵那農林事務所長	8級→6級	①（変更）
家畜保 健衛生 所	困難な業務を行う副所長	7級	②
	副所長	6級	①（新設）
土木事 務所	多治見土木事務所道路調整監	5級→6級	①変更
流域浄 水事務 所	困難な業務を行う副所長	7級	②

<教育委員会>

機関	職	職務の級	内容
文化財保護センター	—	—	① (項削除)

<人事委員会>

機関	職	職務の級	内容
事務局	事務局長	9級→8級	① (変更)

○医療職給料表（一）級別職務表（別表第1ト）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
希望が丘こども医療福祉センター	困難な業務を行う整形外科部長	4級	②
	困難な業務を行う小児科部長		
	困難な業務を行う児童精神科部長		
福祉センター	児童精神科部長	4級→3級	① (変更)

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1チ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
家畜保健衛生所	困難な業務を行う飛騨家畜保健衛生所保健衛生課長	7級	②
	飛騨家畜保健衛生所保健衛生課長	5級→6級	① (変更)

○医療職給料表（三）級別職務表（別表第1リ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
希望が丘こども医療福祉センター	看護指導監	6級	① (廃止)

- b 施行日
公布の日（平成31年4月1日）

(オ) 平成31年4月1日 人事委員会規則第11号

- a 平成32年1月1日付け昇給における所要の規定整備
・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備
- b 施行日
公布の日（平成31年4月1日）

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H30. 6. 29 人委第83号	配偶者が職員と同居できないと認められる「やむを得ない事情」の見直しに伴う所要の規定整備（平成30. 7. 1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	H30. 12. 27 人委第205号	交通捜査業務に係る高速道路上加算手当（警察職員手当）の支給対象範囲見直しに伴う規定整備 ・給料表の引上げ改定に伴い調整基本額について規定整備 （平成30. 4. 1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H31. 3. 28 人委第289号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 ・宿日直手当について、県立学校の宿日直を行う職の改正に伴う規定整備 ・教育職員手当について、部活動手当の支給要件が変更することに伴う規定整備 ・期末勤勉手当について、知事部局の組織改正に伴う規定整備 （平成31. 4. 1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	H29. 4. 20 人委第22号	職員の任用に関する規則の一部改正（義務教育学校が設置されたことによる採用試験の名称変更）に伴う規定整備 （平成29. 4. 21適用）
給与条例等の改正に伴う差額の支給について（通知）	H30. 12. 27 人委第199号	給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について規定整備 （平成30. 12. 27適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	H31. 3. 1 人委第248号	職員の任用に関する規則の一部改正（試験区分の廃止・新設）に伴う所要の規定整備 （平成31. 3. 1適用）

初任給規則第38条第2号の規定による昇給の取扱いについて（通知）の一部改正について（通知）	H31. 3.28 人委第271号	岐阜県職員表彰規定の改正に伴う所要の規定整備 (平成31. 3.28適用)
---	----------------------	--

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	35	15	5								1			1	2			59
	教委							2	37	24									63
	警察	3	1	1															5
	警察	2			12	6													20
計								2	37	24									63
		40	16	6	12	6						1			1	2			84

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で202人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	28										28
	教委	116			4	8						128
	警察	1	6									7
計		145	6		4	8						163

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表 4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政											1		1						2
	研究																			
	医(一)		1																	1
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計		1										1		1						3

- (注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。
 2 職務の級は、異動後のものである。
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で109人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表 4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	1
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a) は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	1
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

- (注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表 4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の
特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	9
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	0

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 平成31年4月1日 人事委員会規則第6号

a 知事部局の組織改正に伴う所要の規定整備

・退職手当の調整額の対象となる職員の区分について、研究職次長級職員に対応した区分を設定。

b 施行日

平成31年4月1日

6 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- ・ 宿泊料等の増額調整承認 41件
- ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 10件
- ・ 新規採用職員の赴任旅費の特例承認 1件